

「地方税法等の一部を改正する法律案」、
「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」に対する討論

私は、立憲民主党・市民クラブを代表し、「地方税法等の一部を改正する法律案」には反対、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」には賛成の立場から討論を行います。

まず、「地方税法等の一部改正案」について、反対の主な理由を申し上げます。

立憲民主党は、「所得税・消費税・資産課税など税制全体を抜本的に見直し、税による再分配機能を強化」することを基本政策として掲げております。

平成30年2月に公表された家計調査報告によれば、総世帯の消費支出の指数は2015年第3四半期から100を下回っていることから、個人消費が伸び悩んでいることが伺えます。加えて、所得格差の拡大が懸念される我が国の現状に鑑みれば、税制を通じた所得再分配機能の強化を議論すべきところ、今回の税制改正が小手先の議論に終始したことは、政府与党は責任放棄したと言わざるを得ません。

まず、今回の改正案において、給与所得者の給与所得控除の上限額を1,000万円から850万円に引き下げるとしております。なぜ、850万円としたのか、国民が納得できるような説明は未だされておりません。

これについては、平成30年2月13日の本会議等において麻生財務大臣は、家計への影響や地方財政への影響などを総合的に勘案したと答弁しましたが、所得再分配の抜本的な改革にはなっていないことに加え、給与収入850万円は都市部では中間層に位置する層であり、家計分析に基づく精緻な議論を経ての決定とは言い難いと言えます。

次に、基礎控除について、合計所得金額が2,400万円超から逡減、2,500万円超で消失する改正案となっております。格差是正という観点からは、基礎控除の逡減、消失する基準額を引き下げるべきです。

また、今回の改正案においては、格差を縮小するためにも重要な課題である金融所得課税の見直しは全くの手つかずで、あいかわらずの富裕層優遇のアベノミクスの姿勢と断じざるを得ません。

次に、地方税と国税のあり方について、であります。

我が党は、地方自治体の歳入は、一般財源かつ自主財源である地方税で賄うことが原則であると考えます。

我が党の武内則男議員が、本会議で代表質問したように、実際に仕事している割合を見ると、地方が6割だが、税収は4割しかありません。地方が担う事務と責任に見合ったように、国税と地方税の税源配分の見直しが必要

であり、検討が必要であることを再度あらためて主張いたします。

次に、森林環境税についてであります。

森林環境税は平成 36 年度からの課税である一方、森林環境譲与税は、平成 31 年度から譲与が行われるとされており、総務省の「森林吸収源対策税制に関する検討委員会」の報告書によれば、この新たな税制の必要性について、森林は、地球温暖化防止や災害防止など多面的な機能を有し、国民一人一人に恩恵があるとしております。この趣旨には賛成でございます。

検討会の報告書においても「市町村における事業実施体制の確保」が、森林環境税創設に当たっての課題として明記されております。しかし、この税の趣旨に沿って事業を展開できる市町村の人的体制については、どのように検証されたのでしょうか。地方自治体の人手不足が問題となっている中、国民から税金を取るだけ取って、肝心の市町村における事業実施体制が確保できないことがあってはいけません。

また、森林環境税につきましては、既に 37 府県と 1 政令市が、課税自主権を活用し、同様の超過課税を導入いたしております。森林整備という目的、さらに住民税に上乗せをするというやり方もほぼ同じでございます。住民から見れば二重課税、三重課税に見えてしまうのではないのでしょうか。

総務大臣は、地方自治体の独自課税と、森林環境税の用途が重複する可能性も認めたと、「平成 36 年度までの間に、関係府県等において必要に応じて超過課税の取扱いを検討していただけるものだと考えています。」と答弁しました。国の税金が後から課税されるのに、地方自治体が独自に行ってきた取り組みを、国は蔑ろにしていると言わざるを得ません。

次に、地方消費税の清算基準の見直しについてであります。

地方消費税の清算基準については、統計カバー外の代替指標である人口基準を 50%に変更することとしており、その根拠は、地方消費税の税収をより適切に最終消費地に帰属させるためとのことでした。人口基準を 50%に引上げ、果たしてこれでより適切に地方消費税収を最終消費地に帰属させることができるのでしょうか。この人口基準が 50%になることによって、かえって地方において、地域の商店街や流通業に影響を与える可能性は否めません。消費の実態に合わせるという意味では、統計カバー率を引き上げるべきであります。

地方交付税法及び特別会計一部改正案については、成果なしのアベノミクスで、地方公共団体はいまだ厳しい財政状況にあえいでおり、平成 30 年度の地方公共団体の安定的な財政運営に向けて一刻の猶予も許されないことも勘案して、賛成をいたします。

しかし、トップランナー方式が、今後も新たな業務に導入されるおそれを残していることに対しては懸念があります。特に、窓口業務の委託に関し、総務省は、今後地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書の作成、全国展開などの取組を強化するとしており、その状況を踏まえて、トップランナー方式の平成 31 年度の導入を視野に検討していく旨を答弁しております。しかし、平成 29 年 4 月 1 日時点における窓口業務の民間委託導入率は、全市区町村で 17.3%に過ぎないこと、また、地方交付税制度を使った窓口業務の委託化への誘導はすべきでない

こと、以上の二点から、平成 31 年度における窓口業務へのトップランナー方式の導入は行うべきでないと改め申し上げておきます。

最後に、この間、財務省は、地方全体として地方自治体の基金の残高が増加していることを理由に、地方財政に余裕があり、地方交付税の抑制につなげようとしてきました。しかし、基金の残高は、あくまで、自治体の努力や歳入不足に対応するために自治体が積み上げてきたものであり、基金残高と交付税の削減をリンクさせる議論はもってのほかです。結果的には、一般財源総額は昨年度より上回る水準を確保し、地方が自由に使える財源が増えましたが、今後、このようなリンク議論が二度と行われぬよう強く求めます。

私たち立憲民主党は、「多様な主体による自治を尊び、互いに連携し合う活力ある社会」を実現し、「地域の責任と創意工夫による自律を可能とする真の地方自治」を目指しています。このことを国民の皆様にお約束申し上げ、討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。